法第30条適用を受けるもの）」のように記載する（備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を「「【納付年分】」（備考25に該当する場合にあっては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する」に改め、同備考を同様式の備考26とし、備考24の次に次のように加える。

25　第１条第３項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成○年度○○省、○○委託研究、産業再生法第30条適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。

様式第１１中「【原出願の表示】【出願番号】【出願日又は手続補正書提出日】」を「【原出願の表示】【出願番号】【出願日】」に、「【提出物件の目録】【物件名】明細書　１【物件名】図面　１【物件名】要約書　１」を「【提出物件の目録】【物件名】実用新案登録請求の範囲　１【物件名】明細書　１【物件名】図面　１【物件名】要約書　１」に改め、同様式の備考２中「又は手続補正書提出日」を削り、同備考に後段として次のように加える。

また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。

様式第３中「【実用新案登録請求の範囲】【請求項１】【考案の詳細な説明】【図面の簡単な説明】【図１】」を「【技術分野】（【背景技術】）【考案の開示】【考案が解決しようとする課題】【課題を解決するための手段】（【考案の効果】）（【考案を実施するための最良の形態】）（【実施例】）（【産業上の利用可能性】）【図面の簡単な説明】【図１】（【符号の説明】）（【配列表フリーテキスト】）（【配列表】）」に改め、同様式の備考３中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも４㎜以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考８中「明細書」の下に「及び実用新案登録請求の範囲」を加え、同様式の備考13を削り、同様式の備考14中「「【考案の詳細な説明】」の欄に」を「「考案の詳細な説明」」に、「第３条の２」を「第３条」に改め、「従い」の下に「、「【考案の名称】」の欄の次に」を加え、同備考のイ中「考案の技術上の意義を理解するために必要な事項として、」を削り、「、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案の属する技術分野】」「【考案が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」」を「を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」」に改め、同備考のロ中「考案が解決しようとする課題の記載の前」を「技術分野の記載の次」に、「【従来の技術】」を「【背景技術】」に改め、同備考のハ、ニ及びホを次のように改める。

ハ　原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【考案が解決しようとする課題】」の見出しの前に「【考案の開示】」の見出しを付す。

ニ　実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として考案の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が２以上あるときは、「【実施例１】」、「【実施例２】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ホ　実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

様式第三の備考14のくを削り、同備考を同様式の備考13とし、同様式の備考15中「「【図面の簡単な説明】」の欄に」を「「図面の簡単な説明」」に、「かつ、図」を「当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図」に、「し、その」を「するときは、当該」に改め、同備考を同様式の備考14とし、同様式の備考16中「昭和58年」を「平成９年」に、「明細書中の当該化学式等を記載しようとする位置に」を「横170㎜、縦255㎜を超えて記載してはならず、１の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において」に改め、「化学式を記載しようとするときは」の下に「化学式の記載の前に」を、「数式を記載しようとするときは」の下に「数式の記載の前に」を、「表を記載しようとするときは」の下に「表の記載の前に」を加え、「、日本工業規格Ｘ0208号に定められている文字以外の文字を記載しようとするときは「【外１】」、「【外２】」のように」及び「化学式は、横150㎜、縦245㎜を超えて記載してはならず、１の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。」を削り、同備考を同様式の備考15とし、同備考の次に次のように加える。

16　塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

17　明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した４桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化１】」、「【数１】」、「【表１】」、「【図１】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

様式第三の次に次の１様式を加える。

様式第３の２（第４条の２関係）

【書類名】　実用新案登録請求の範囲

【請求項１】

〔備考〕

1　用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。